

最低工賃の廃止決定に関する公示

北海道労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、北海道男子既製服製造業最低工賃（平成13年北海道労働局最低工賃公示第1号）を令和6年4月16日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和6年4月17日 北海道労働局長 三富 則江